

**国立市都市公園条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 都市公園法施行令の一部改正に伴い、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定めるため、条例の一部を改正するものである。

**国立市都市公園条例の一部を改正する条例案**

国立市都市公園条例（昭和 41 年 7 月国立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 3 条の 7 都市公園法施行令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100分の 50 とする。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。